

総論的事項（大学入学者選抜のあり方と改善の方向性）【案】 【これまでのご意見を踏まえて】

座長代理 川嶋太津夫

（1）大学入学者選抜に求められる原則 ※別紙の概念整理表を参照

大学入学者選抜のあり方を検討する上で、大学入学者選抜に求められる原則を改めて確認しておくことが重要である。

原則①：当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定

- 大学入学者選抜は、各大学・学部が各々の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めて行うものであり、当該大学・学部で学ぶのに必要な能力・適性を有する学生を選抜することを目的とするものである。
- このため、入学者選抜がその役割を十全に果たし、大学と学生との望ましいマッチングが図られるためには、これらの3つのポリシーを具体的かつ明確に示し、その連動性を強化することが極めて重要である。また、特に学力検査では、志願者の中から、当該大学・学部の求める能力を有する者を正確に判定し、選抜するための要件（信頼性、妥当性、識別力）を備えることが重要となる。
- このような、大学固有・学部固有の選抜という特質があることから、我が国における大学入学者選抜の内容・方法を定める責任主体は各大学・学部であり、各大学・学部が主体的に入学者選抜を実施するものとされている。その一方、個別入試の集合体としての大学入試全体のあり方が高等学校以下の教育に大きな影響を有すること、その中で大学が共同して実施する大学入学共通テストが重要な構成要素となっていること等を踏まえ、国がコーディネーターとしての役割を果たし、大学入試センターや関係団体と連携・協議し、一定のルールをガイドライン（大学入学者選抜実施要項等）として定め、適切な実施や選抜方法の改善等を促しているが、このことも重要である。

原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

（形式的公平性の確保）

- 入学者選抜の結果が当事者である受験生をはじめ、社会的に信頼されるものであるためには、受験機会や選抜方法における公平性・公正性の確保が重要である。具体的には、同一選抜区分においては、公平な条件での実施（形式的公平性の確保）が必要である。ただし、このことは、同一日・同一試験問題による学力検査の結果による選抜のみが公平・公正であると考えられるものではない。選抜基準を明確にすることにより公平性・公正性を確保した上で、一般選抜のみで

なく、総合型選抜や学校推薦型選抜等を含め、選抜方法、選抜尺度の多様化を進め、志願者の能力、適性等を多面的・総合的に評価することが重要である。

- 具体的には、試験時間や試験環境の斉一性はもとより、正確な採点や試験問題の漏洩の防止等を含め、全体として公平・公正な手続に基づく合否判定が行われることが重要である。特に、試験問題の作成や採点をはじめ試験実施業務において、外部の機関や専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性等の観点から慎重に対応すべきであり、利益相反の疑義を持たれないようにする必要がある。
- こうした観点からすれば、試験問題やその解答、解答例・出題の意図、試験の評価判定方法等の選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数、男女別合格率をはじめ、入試に関する様々な情報は適切に公表されていることが必要である。

(実質的公平性の追求)

- 形式的公平性の確保とともに重要なのは、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮の充実といった実質的公平性の追求である。これらの具体的内容を一律に定めることは難しいが、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、積極的な取組が求められるとともに、国としても様々な施策を講じていく必要がある（※入学者選抜をめぐる地理的・経済的事情への配慮等については別に詳述する）。

原則③：高校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

(高大の円滑な接続)

- 大学入試は各大学・学部が責任を持って主体的に実施するもの（原則①）である一方、高等学校以下の教育課程や指導方法に与える影響が大きいことから、それらの正常な発展の障害とならないよう種々の配慮を行うことが重要である。このため、学力検査については、高等学校学習指導要領に準拠し、いたずらに難解な問題を出題しないような配慮が求められてきた（難問奇問の排除）。
- また、新学習指導要領の実施に当たり、高校教育関係者が一丸となって、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養を目指す（※）教育改革を推進しており、こうした高等学校学習指導要領の考え方や齟齬をきたすことのない選抜に改善していく必要がある。入試改革に過度に期待することは適切ではないが、高等学校以下の教育に望ましい影響やメッセージを与え得る入学者選抜に改善することは重要である。

※「高等学校学習指導要領（平成30年告示） 第1章 総則」参照

(入学志願者の保護)

- 大学入学者選抜は、各大学・学部がアドミッション・ポリシーに基づいて自らの責任で受験生

を選抜することが基本（原則①）であるが、受験生にとっては、その準備に相応の時間や様々な努力、負担を要するものである。このことを踏まえれば、合格に向けてどのように取り組めばよいかは明確で、努力が報われるものであることが重要である。

- このため、特に大学入学共通テスト及び各大学の個別学力検査において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、少なくとも2年程度前には予告・公表することとされている。そうした各大学の変更に影響を与える政策決定を行う場合には、更にその1年程度前に予定の通知が行われてきている。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めることが重要である。

（2）これまでの教訓を踏まえた入学者選抜の改善にかかる意思決定のあり方

（1）の原則を踏まえた上で、入学者選抜にかかる意思決定に当たっては、以下の観点に留意することが必要である。

①議論の透明性、データの重視、多様な意見聴取

- 大学入試改革は、受験を間近に控えた高校生のみならず、既卒者、社会人、幅広い年齢層の子供やその保護者の行動や選択にも影響を及ぼすものであり、政策決定の影響は広範で大きいものと考えられる。また、受験生の立場からすれば入試はその後の進路にも大きな影響を与えるものと認識されており、その見直しは、受験生をはじめ社会の納得感を得て行うことに留意が必要である。
- そのような観点から、見直しの大きさや影響力に応じて、見直しの前提となる現状や課題に関する実態把握を十分に行うこと、議論の透明性の確保に留意すること、政策の推進に慎重な立場の者の意見や当事者の懸念も考慮すること、地域格差や経済格差、障害者への配慮をはじめ（1）で述べた原則の確認を十分に行うことなどが重要となる。
- 大学入試改革の意思決定に当たっては、個々の選抜の責任主体である大学関係者との協議を踏まえることを基本としつつ、実証的なデータやエビデンスに基づき、専門的・技術的な知見や幅広い関係者、当事者の意見に耳を傾けつつ、見直しに伴う負担と得られる成果の比較考量も加味した慎重な検討を行うことが重要である。また、個別の試験実務を踏まえた議論を行う場合は、機密保持の必要性から一定の制約は生じ得るものの、全体の検討過程については可能な限り透明性を確保し、広く国民の理解を得ながら結論を導き出すことが重要である。

②実現可能性の確認・工程の柔軟な見直し

- 大学入学者選抜は、高等学校以下の教育課程や指導方法に影響を与えるとともに、受験生一人一人の進路にも大きな影響を与えるものと認識されている。このため、大学・高等学校の関係者が理念や方向性を共有しながら必要な改善を図っていくことが重要である。

- また、大学入学選抜には、(1)のように満たさなければならない複数の重要な原則がある。さらに、多くの選抜区分が相互に重複・近接した日程の下で実施されていることなどから、その見直しが高等学校や受験生に与える影響にも様々な角度からの吟味が必要である。
- こうしたことから、意思決定に当たっては、理念や結論が過度に先行し、実務的な課題の解決に向けた検討が不十分にならないようにする必要がある。的確な現状分析に基づいて改革の理念や方向性を定めた上で検討を進めつつも、検討の過程で実務的な実現可能性を常に確認し、課題の解消が難しいと判断される場合は工程を見直したり、他の方策の適否を検討したりするなど柔軟な姿勢で臨む必要がある。

③共通テストと個別試験との役割分担等を意識した検討

- 大学入学共通テストは50万人以上の志願者が受験するものであり、個別試験に比してもより高い公平性が求められる。また、入試日程の制約の中で、大量の答案を採点し、迅速に各大学への成績提供を行わなければならない。
- 他方、各大学の個別試験はそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき行うものであり、当該大学・学部の志願者を対象に選抜するものであり、各大学・学部の判断での工夫を出題内容に加えることができる。また、総合型選抜や学校推薦型選抜の占める割合が私立大学では5割を超え、国公立大学でも増加傾向にある。こうした選抜においては、一般選抜ほどは入試日程上の制約が大きくなり、丁寧な選抜が可能である。
- さらに、望ましい能力・適性の全てを入試で問おうとすることは現実的でなく、入試で問うことと、高等学校教育で身に付けるべきこと、大学入学後の初年次教育等で対応すべきこととの役割分担の可能性にも留意が必要である。
- このようなことを踏まえ、改革の目標の実現に当たって、共通テストと個別試験との役割分担、総合型・学校推薦型選抜のさらなる充実の可能性や大学入学後の教育等との役割分担に関する議論が不十分にならないようにし、高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた改善の提案が重要である。

(3) コロナ禍での入学選抜をめぐる状況変化

昨年春以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、大学入学選抜の実施にも大きな影響を及ぼしている。今後のあり方の検討に当たっては、コロナ禍による状況の変化を踏まえることが不可欠になっていると考えられる。

①共通テストの重要性の高まり

- コロナ禍においては、県域を越えない会場で高等学校の基礎的な学習の達成度の評価を行うことができる大学入学共通テストのセーフティネットとしての役割が改めて認識され、共通テス

トの安全かつ確実な実施の重要性が多くの関係者から指摘された。

②面接試験におけるオンライン化の進展

- 越県移動を可能な限り低減させ新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、文部科学省は、総合型選抜、学校推薦型選抜等においてICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出などの工夫を推進した。
- こうした中、多くの大学で面接試験がオンラインで実施されており、コロナ禍が収束した後も、地理的・経済的事情への配慮の観点から、オンライン化を引き続き推進すべきとの指摘がある。

③緊急時に入試日程等を協議する仕組の強化

- 大学入試の日程や留意事項等については、毎年、高等教育局長によって招集される「大学入学者選抜の改善に関する協議」の合意を踏まえて、大学入学者選抜実施要項の通知を行っている。今回のコロナ禍においても、同様に協議の場が設けられ、令和3年度の大学入学者選抜における共通テストの実施日程や個別選抜における配慮事項等について一定の合意がなされた。
- 他方、今般の協議の過程を通じて、緊急事態における機動的な協議を可能とする観点からの会議体の常設化、協議のプロセスの透明性の確保、構成メンバーの代表性の明確化等の必要性等を指摘する声が出てきている。

④選抜に活用される資格・検定試験の安定的実施の課題

- コロナ禍においては、大学入学者選抜に活用が予定されていた英語資格・検定試験において、一時期、中止や延期をせざるを得ない状況が生じた。これに対し、高等学校や受験生から、資格・検定試験の受験機会の確保を求める声が出された。

⑤入学時期弾力化の必要性

- コロナ禍においては、一斉休校の下での授業の遅れに伴う失われた学びの時間を取り戻すとともに、我が国の教育システムをグローバル化する等の観点から、初等中等教育段階を含め、国全体で秋季入学制に移行することの是非が議論となった。種々の困難性からこの案を直ちに導入することは見送られたが、教育再生実行会議において、ポストコロナ期の学びの在り方について検討する中で議論されることとなった。
- 同会議においては、学年の始期と終期を学長が定めることが制度上既に可能となっている高等教育段階においては、ニューノーマルにおける大学教育を実現する方策の一つとして、通年入学・卒業・採用など社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化が検討されている。

(4) 大学入学者選抜の改善の検討に当たっての留意点（種々の役割分担を踏まえた検討）

大学入学者選抜の改善に当たっては、一般選抜の改善や大学入学共通テストの改善のみならず、一般選抜と総合型・学校推薦型選抜との役割分担、共通テストと個別試験との役割分担を踏まえた議論が重要である。

①一般選抜と総合型・学校推薦型選抜との役割分担

- 限られた時間で学力試験をベースに多数の受験者の合否判定を行う一般選抜と比較して、総合型・学校推薦型選抜は、時間と労力を要するものの、より多面的・総合的な丁寧な選抜に向いているほか、採点に時間のかかる選抜方法（面接、口頭試問、小論文試験等）も実施しやすい等の利点を有する。
- また、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点からは、より多面的・総合的な選抜の果たす役割も大きい。特に、我が国の大学のグローバル化の中で求められている秋季入学の導入等の入学時期の弾力化（教育再生実行会議で検討中）への対応については、多様な学生の受入れ等の観点から、学力試験を中心とする通常の一般選抜ではなく、総合型・学校推薦型を活用する意義が大きい。
- 総合型・学校推薦型選抜は、選抜時期の分散や面接のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と比べ、感染症の蔓延のような事態や大規模自然災害への耐性が高く、受験機会の複数回化にも資するなど、我が国の入試システム全体の安定性を高める観点からの意義も大きい。

②共通テストと個別試験との役割分担

- 今般のコロナ禍での状況も踏まえれば、大学入学共通テストは、高校の基礎的な学習の達成度の評価を主たる機能ととらえ、安定的で確実な実施を一層重視していく方向で改善していくことが適当である。
 - これに対して、各大学の個別試験は、各大学・学部のアドミッション・ポリシーに基づき、共通テストでは問いにくく、個別試験でこそ問いやすく、当該大学・学部が必要とする能力の評価を一層重視していく方向で改善を図っていくことが適当である。その際、入学後に必要な能力の測定に必要な場合は自前主義に過度にこだわらず、外部試験等の活用も積極的に検討していくことが適当である。
- 以上のことを踏まえ、異なる選抜区分が持つ意義や特性を踏まえつつ、共通テストと個別試験との関係や入試と入学後の教育との役割分担の視点を踏まえた検討を行う必要がある。また、各大学・学部においても、各々のアドミッション・ポリシーに基づき、異なる選抜区分の望ましい組み合わせの追求や入試で問うべきことと入学後の初年次教育等で育成すべきことの仕分け等について検討していくことが求められる。

大学入学者選抜に求められる原則について

法令の規定	原則	原則に含まれ、又は派生する内容	備考
<p>【憲法第二十六条】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>【教育基本法第四条】 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	<p>①当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定</p>	<p>●卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受け入れの方針を定め、当該大学・学部で学ぶのに必要な能力・適性を有する学生を選抜</p> <p>●入試の内容・方法を定める責任主体である各大学・学部が主体的に実施することが基本</p>	<p>【広辞苑】(岩波書店) (適宜省略・短縮して記載。以下同じ。) 公正: ①公平で邪曲のないこと。②明白で正しいこと。 公平: かたよらず、えこひいきのないこと。</p> <p>【スーパー大辞林】(三省堂) 公正: かたよりにく平等であること。公平で正しいこと。 公平: かたよることなく、すべてを同等に扱うこと(さま)。主観を交えないこと(さま)。</p> <p>【明鏡国語辞典】(大修館書店) 公正: 公平で正しいこと。 公平: 判断や処理などがかたよっていないこと。「公正」と意味に近いが、「公正」は正しいことに、「公平」はかたよらないことに重点がある。</p>
<p>【大学設置基準第二条の二】 入学者の選抜は<u>公正かつ妥当な方法により</u>、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保</p>	<p>●同一選抜区分における公平な条件での選抜(形式的公平性の確保) ※同一日・同一試験による選抜のみを公平・公正と考えるものではなく、選抜基準を明確にし公平性・公正性を確保した上で、能力・適性等を多面的・総合的に評価することが重要</p> <p>●正確な採点、試験問題の漏洩防止、公平・公正な手続きでの合否判定。利益相反の疑義を持たれないようにすること。</p> <p>●入試情報(試験問題・解答や解答例・出題の意図、選抜基準、男女別合格者数等)の適切な公表</p> <p>●形式的公平性だけでなく、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や障害者への合理的配慮等も重要(実質的公平性の追求)</p>	<p>【新法律学辞典】(有斐閣) 公正: 法律用語としてはfairnessの訳語。専ら実力のみによって勝敗が決められるとき、協議はfairに行われたといわれ、実力以外の要素が介入したときその競技がunfairだという。</p> <p>衡平equity: アリストテレスは、衡平を「立法者が無条件的に規定している事柄を個別的に補正すること」と定義。すなわち具体的妥当性に基づいて、法の厳格さを緩和する原理。</p> <p>【法律用語辞典】(有斐閣) 公正: ①公平で、かつ、誤りがないこと。競争や取引等について主に用いられる。②その正しさが公からも認められていること。例えば、公正証書における公正はこの意。 公平: かたよりがなく、えこひいきがない状態を指す語。例えば、「公平な裁判所」という場合の「公平な」とは、構成その他において偏頗のおそれがないことをいう。 衡平: 一般的な法規を解釈し、個別事項に適用するに際して、具体的な妥当性を実現するための原理。古くは、アリストテレスが、個別的正義の実現のために衡平の原理によって一般的法規を補正する必要性を説いた。</p>
<p>【大学設置基準第二条の二】 入学者の選抜は<u>公正かつ妥当な方法により</u>、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>③高校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施</p>	<p>●高校教育の正常な発展の障害とならない配慮(難問奇問の排除)</p> <p>●学習指導要領を踏まえた選抜の実施 ※高等学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養を目指す(*)教育改革を推進しており、こうした高等学校学習指導要領の考え方や齟齬をきたすことのない選抜に改善していく必要がある *「高等学校学習指導要領(平成30年告示) 第1章 総則」参照</p> <p>●2年前ルール(入学志願者保護)</p>	<p>【コンサイス法律学用語辞典】(三省堂) 公平fairness: 英米における法理念。競争者が実力を出し切って勝敗を競うのがfair playで、そうでない勝負はunfairである。自由競争原理に立ちつつ、その実質的实现を保障するのが公平の原理である。</p> <p>エクイティequity: 英米法上の「衡平」と同義で、法の一般的規定をそのまま適用すると具体的妥当性を欠く場合、それを補正する原理を意味する。</p>

【参考】大学入試の原則として引用されることの多いもの

- ・昭和48年大学入学者選抜実施要項(昭和47年4月)…「能力・適性等をそなえた者」「公正かつ妥当な方法」「高等学校の教育を乱すことのない」
- ・中央教育審議会「我が国の教育発展の分析評価と今後の検討課題(中間報告)」(昭和44年6月)…「公平性の確保」「適切な能力の判定」「下級学校への悪影響の排除」
- ・佐々木享『大学入試制度』(1984年、大月書店)…大学入試の三原則: ①能力・適性の原則、②公正・妥当の原則、③高校教育尊重の原則